

## 障害福祉サービス等の内容

## 【介護給付】

事業名	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人等に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するなど、必要な援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【訓練等給付】

事業名	事業内容
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会活動ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会活動ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇成型）
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（非雇成型）
就労定着支援 【新規】	就労移行支援等の利用を経て一般企業等へ就労した人に、就労に伴い生じている生活面の課題に対応できるよう、一定期間、企業等との連絡調整等の支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助 【新規】	施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、地域生活を支援します。

【地域相談支援給付】

事業名	事業内容
地域移行支援	施設に入所する人等に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	居宅において、单身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時に相談支援を行います。

【計画相談支援給付】

事業名	事業内容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後にその支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成及び見直しを行います。
障害児相談支援	障がい児の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後にその支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成及び見直しを行います。

【障害児通所給付】

事業名	事業内容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により治療も行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児への支援について、保育所等を訪問し相談に応じます。
居宅訪問型児童発達支援 【新規】	重度の障がい児等の居宅を訪問して、発達支援を行います。

【地域生活支援事業】

事業名	事業内容
相談支援事業	障がいのある人やその家族等の相談に応じ、地域生活支援のための必要な情報の提供、福祉サービスのコーディネート、生活相談などを行います。
地域自立支援協議会	障がいのある人の、地域における自立した生活を支援するため、情報を共有し、地域の課題についての検討を協働で行う、地域の関係者（福祉、雇用、教育、医療、行政等）によるネットワークです。
成年後見制度利用支援	親族がいない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいがある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、音声言語機能、視覚等の障がいのある人に対して、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の仲介等の支援を行います。
日常生活用具給付事業	障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の利便を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	障がいのある人の日中活動（創作的活動又は生産活動の場）の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。
日中一時支援事業	家庭の事情により、家族の支援が受けられない時や一時的な休息を目的に、日中における活動の場を提供します。
自動車改造事業	就労等に伴い、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成することにより、障がいのある人の社会参加を促進します。